

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
41	大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とする見直し	内閣府	1～3
43	罹災証明制度の見直し	内閣府 財務省	4～9
47	国土交通大臣の承認を受けたドローン等無人航空機の飛行に係る制度の見直し	国土交通省	10～15
4③	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (3号認定から2号認定への変更認定の事典を、満年齢到達辞典ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日に改める)	内閣府	16～20
11①	学校給食費の徴収に関する見直し (児童手当における学校給食費の徴収権限の強化)	文部科学省	21～22
2	放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」等の見直し	厚生労働省	23～26
4②	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達して支給認定されるこどもについて、年度当初から支給認定できるようにする)	内閣府	27～32
4①	子ども・子育て支援新制度に関する見直し (特定教育・保育施設の定員減少時の市町村の関与強化及び定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議の義務付けの緩和)	内閣府	33～38
10	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化	内閣府	39～42
48	原体を製造・輸入する毒物劇物製造・輸入業登録等の事務の国から都道府県への移譲	厚生労働省	43～46
9	児童扶養手当に関係する事務の見直し	厚生労働省	47～52

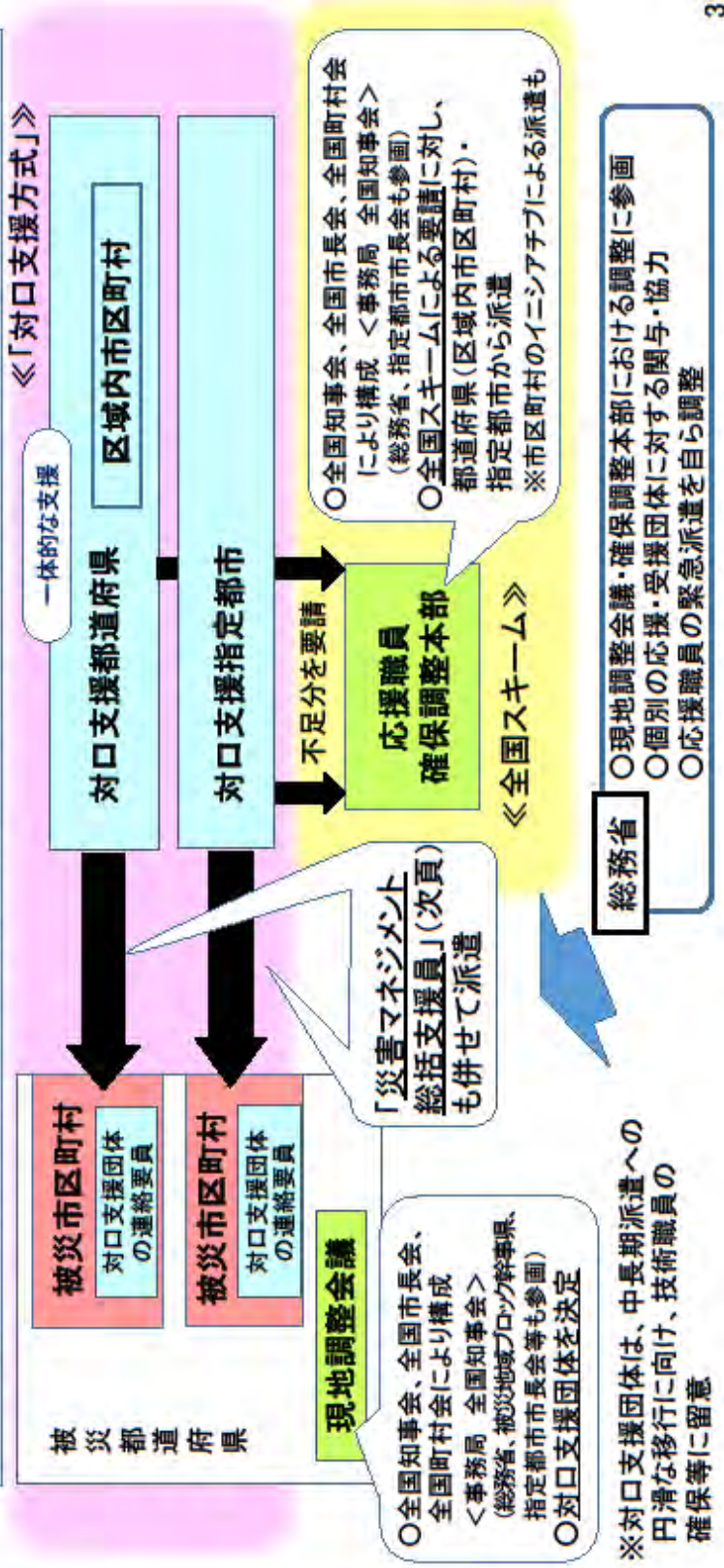
都道府県と区域内市町村による一体的な支援について

東日本大震災を教訓として、熊本地震では、九州地方知事会が被災市町村ごとに支援団体を定める「対口支援方式」を採用し、調整手続きを簡略化、迅速な派遣に効果を発揮した。今後はこの方式を全国で採用するため、一般の分権提案を含め、今後の措置を検討する必要がある。

大規模災害時に、被災市区町村を抜本的に支援するため、以下の2つのシステムを一体的に導入・整備

1. 「被災市区町村応援職員確保システム」の構築

- 被災市区町村ごとに「対口支援方式」による支援を実施
- 「対口支援方式」と全国スキームの二段階の体制で対応
- 都道府県と区域内市町村による一体的な支援が原則（法制化を推進）



重点番号41:大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災地方公共団体への支援を行うことを可能とするよう見直し(内閣府)

方針

大規模災害時に被災市区町村を抜本的に支援していくため、「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書」(平成29年6月)に基づき、「被災市区町村応援職員確保システム」を構築する必要。

(被災市区町村応援職員確保システムのポイント)

- ・ 被災市区町村ごとに「対口支援方式」による支援を実施
- ・ 「対口支援方式」と全国スキームの二段階の体制で対応
- ・ 都道府県と区域内市区町村による一体的な支援が原則

2

課題

実際の災害時に上記システムを有効に機能させるためには、関係主体(内閣府、総務省、地方6団体、地方公共団体等)が協働して以下の取組を進める等により、システムの実効性を高めていく必要。

- ・ 応援派遣に係る実施要綱の策定
- ・ 上記要綱の実施方針等について防災基本計画・地域防災計画への反映
- ・ 関係主体を巻き込んだ防災訓練の継続的な実施
- ・ これらの実施に伴う、従来の制度・運用の見直し

➤ 提案内容については、システムの実効性を高めていく観点から、運用の在り方を検討することが重要であり、その中で、現行法制度での対応の可否等を勘案しつつ、必要を見直しを検討して参りたい。

＜参考資料（九州知事会からの提案内容）＞

提案事項：大規模災害時において都道府県と区域内市区町村が一体となって被災自治体への支援を行うための法制の見直し

提案内容：大規模災害発生時において、県域を越えた迅速かつ円滑な広域応援が実施できるよう、災害対策基本法第74条による応援職員の派遣要請を受けた都道府県は、区域内市区町村に対し応援を求めめることができる旨、法的に明確化することを求めめる。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

第74条（都道府県知事等に対する応援の要求）

- 1 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めるところができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。